

（設置）

第1条 学校法人関西大学における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動に反映させることを目的として、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- （1） 常任理事会が指名する常勤の役員
- （2） 理事長が委嘱する学外有識者 5名程度

（委員長）

第3条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。

（委員長の選任）

第4条 委員長は、第2条第1号に規定する常勤の役員のうちから委員会において選出する。

（委員の任期）

第5条 第2条第1号の委員の任期は、役職在任中とする。

2 第2条第2号の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

（職掌事項）

第6条 委員会は、学校法人関西大学自己点検・評価委員会が行う自己点検・評価活動に関する評価を行う。

2 委員会は、前項の評価の結果を学校法人関西大学自己点検・評価委員会に報告する。

（運営方法）

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員3名以上の要求があったとき委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会は、審議のため必要があるときは、関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

（事務）

第8条 委員会の事務は、企画管理課が行う。

（補則）

第9条 このほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年11月22日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成26年4月1日から施行する。